

## 飼料作物契約栽培の成立条件

内田昭修・中島健吾

(福岡県立農業試験場)

UCHIDA, A. and NAKASHIMA, K.

Some Important Conditions for Contract —Cultivation of Fodder Crop.

## はじめに

日本農業は零細な土地を基盤に経営されているが、酪農とくに水田酪農では飼料生産のための土地基盤を確保することが酪農部門の規模拡大を行なう前提となる。近年、水田地帯では裏作期間の借地によって飼料生産を行なう酪農家が多くみられるが、酪農経営と飼料生産を分業化する飼料の契約栽培を行なっている事例が福岡県内にいくつかでてきた。

福岡農試では昭和43年と44年の2カ年にわたり、農業構造改善技術確定調査として直方市福地地区の水田裏作利用イタリアンライグラスの契約栽培について調査した。経営分野としては生産の中核となった5戸の受託農家を中心として、裏作期間に土地提供のみを行なった農家、生産物を購入する側の委託農家(酪農家)など、契約栽培に関係する農家間の共存関係と、飼料生産の収益性について調査した。本稿では契約栽培が成立するための諸条件のうちの組織と収益性についてとりまとめた。

## 1. 契約栽培の組織

委託農家(飼料購入農家)と受託農家(飼料生産農家)との仲介役として市および農協がその間にはいり、受託農家5戸がまとまった。43年産では受託農家以外に28戸から、44年産では17戸から水田の裏作期間を借地し、43年産は約7ha、44年産は5haについてイタリアンライグラスの生産を行なった。

借地の条件としては飼料を収穫したあと、トラクターにより耕起を行なって返すだけであるが、受託農家はトラクターを所有しておらず、部落内のトラクター所有農家が受託農家を通じて請負作業を行なう方法をとっている。また飼料の刈り取りもこのトラクター所有農家が、モアーにより請負作業を行なっている。受託農家は酪農の経験のない専業農家で、水田80～100aと畑30～50aを経営し、販売作目は

米麦とやさい(白菜、トマト、大根など)であるが、専業農家としては、もっと農業所得を拡大する手段を構ずる必要に迫られている。

土地提供を行なった農家を、昭和44年産に関してみると、むしろ専業農家の方が多く、兼業農家は少なかった。一般には裏作利用を放棄した兼業農家の土地を契約栽培に利用しているように解されているようであるが、当地区ではそうでなかった。

なお、委託農家は7戸であったが、このうちM牧場(以前は共同経営であったが現在は解体し、M氏の個人経営に移されている)が全体の90%を毎年購入している。M牧場は搾乳牛60頭、育成牛10頭、肥育牛5頭、種牡牛1～2頭、計80頭近くを飼う大規模経営であるが、土地は水田0.6ha、畑0.4ha、人工草地(主に放牧に利用)18haで、飼料生産のための土地が不足するので契約栽培で入手する以外に43年は約1ha、44年は約4haの水田裏作借地を行なっているほか、河川敷地などの野草を刈り集めている。

## 2. 収益性

## (1) 経理上の条件

生産物の取引価格は、生産費を補償する水準とすることを委託農家と受託農家の間に市および農協がはいて、第1表のように事前に決定された。また作の業料金や労賃単価などは第2表のとおりである。

第1表 生産物生草1kg当り取引価格(昭43～44)

給与区分 取引形態	生草 給与用	サイロ用	備 考
青田売り	2.5円	2.0円	刈取期間を限定して委託者が収穫。
現場渡し	3.0	2.5	委託者が収穫して圃場渡し。
庭先渡し	3.5	3.0	委託者の庭先まで受託者が運搬。

注) ① 生草給与用は3月の第1回刈のみで、その後の第2～3回刈はサイロ用

② 取引総量は43年産359トン(すべてサイロ用)、44年産307トン(生草用52トン、サイロ用255トン)であった。

第2表 請負作業料や出役労賃などの単価(昭43~44)

区 分	内 容	単 価	
		43年産	44年産
トラクターによる請負作業料金(10a当り)	モーターによる刈取	800円	800円
	ロータリーによる耕起	1,600	1,700
出役労賃	1日(8時間)当り	男	1,500
		女	900
	超過出役時間当り	男	190
		女	110
運搬手段の借料	生産物運搬	圃場内	1,000
		圃場外	1,000
	軽四輪車(1日当り)	資材などの運搬	800
		小型トレーラー	圃場内運搬(1日当り)
			300

(2). 契約栽培の収支

第3表 契約栽培の収支(昭43~44)

産年次別		昭43	昭44
生産物販売粗収入 ①		893,175円	804,543円
同上の10a当り		12,651	16,091
費	資材費	種子	35,200
		肥料	222,115
		その他	29,550
		小計	286,865
	同上10a当り	4,064	
用	請負作業料	刈取	64,400
		耕起	128,000
		小計	192,400
	同上10a当り	2,725	
明	労働費	播種	20,000
		施肥	62,550
		取穫	231,180
		その他	13,350
	小計	327,080	
同上の10a当り	4,632		
細	運搬手段の借料		78,600
			46,250
	同上の10a当り	1,113	
	計 ②	884,945	
	同上の10a当り	12,534	
差引利益 ①-②		8,230	2,038
同上10a当り		117	41

第3表によると10a当りの差引利益は昭和43年産で117円、44年産で41円となっていて非常に少ない。しかし、費用のうち生産資材以外の費用については経理主体としては失費であるが契約栽培に関係した農家の所得となる。すなわち、請負作業料は全部作業請負農家2戸の所得となり、労働費は受託農家と土地提供農家(土地提供農家も出役)の所得となり、運搬手段は受託農家が提供しているのでその借料は受託農家の所得となっている。

3. 契約栽培の成立条件と残された問題点

当地区における契約栽培成立の条件としては、近年農業労働力が北九州市方面に吸引され裏作休閑田が増加したこと、酪農の精鋭少数農家の規模拡大にともなって飼料購入農家が出現したことをあげることができるが、現状では下記のような多くの問題点が残されている。これらの問題点が解決できれば経営的に有利な契約栽培が実現するものと思う。

A. 生産組織に関して

a, トラクター作業は受託農家が行なうべきである。そのためにはトラクター所有農家が受託農家に加入する方法が考えられる。

b, 受託農家は酪農の経験がないので飼料生産技術に乏しい。

B. 経理・取引に関して

a, 取引数量を把握する方法として、部分刈や実測を行なっているが、部分刈では調査の誤差や収穫ロスが問題となり、生草取引であるため実測では目減りが問題となる。

b, 受託農家としての経済的の魅力が乏しくなっている。やはり、ある程度の利潤部分を生じて、これを受託農家で配分することが望ましい。

c, 地区の自然的条件から、圃場区画が狭小で不整形であり、さらに道路条件が非常に劣悪なため、労働費がかさんでいる。圃場条件が良好であれば粗収入(収量や価格)が現状であっても、労働費が節約できて受託農家に利潤部分を生ずることになると思われる。

d, 生産物の価格は生産費用を補償する線で決められているが、今後受託農家が努力した結果として生産費の節減が実現した場合、その差額は受託農家に帰属すべきである。ただし、現行の価格が委託農家にとって好ましいものであるかどうかについては検討できなかった。

C. その他に関して

a, 3月の生草供給と労働配分の点から、一部に早生品種を導入することが望ましいと思われる。

b, 乾草による取引を検討する余地がある。